

東浦町と株式会社スギ薬局との包括連携協力に関する協定書

東浦町（以下、「甲」という。）及び株式会社スギ薬局（以下、「乙」という。）は、次のとおり包括連携協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携及び協力による活動を推進することで、住民サービスの一層の向上、地域の活性化等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、連携協力する。

- (1) 健康づくりに関すること。
- (2) スポーツの振興に関すること。
- (3) 災害に強いまちづくりに関すること。
- (4) 地域資源を生かした魅力の創出に関すること。
- (5) その他地方創生、地域の活性化に関すること。

2 甲及び乙は、連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとし、連携事項の具体的な実施内容については、甲乙合意の上、乙の業務として行い得る範囲で決定する。

（確認事項）

第3条 甲及び乙は、本協定の締結が、第三者との連携協力することを妨げるものではないことを確認する。

（協定の変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、協議の上、本協定の変更を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定書の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除の意志表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく活動に関し知り得た情報について、本協定の

有効期間内及び有効期間終了後に、第三者に開示し、又は漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りではない。

（反社会的勢力の排除）

第7条 反社会的勢力とみなされる事業者については、「愛知県暴力団排除条例」に基づき連携対象としないこととする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和5年1月6日

甲 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地
東浦町
東浦町長

神谷明彦

乙 愛知県大府市横根町新江 62 番地の1
株式会社スギ薬局
代表取締役社長

杉浦克典